

著作権に関する内規

平成 22 年 11 月 19 日理事会承認

令和 5 年 1 月 27 日理事会承認

1. 論文集・会誌・ウェブページ及び講座・シンポジウムのテキスト、一般刊行物など、公益社団法人日本船舶海洋工学会（以下本会という）の刊行する著作物（以下本会刊行物という）の著作権は、すべて本会に帰属するものとし、本会刊行物にはすべてその旨を明記するものとする。ただし、JMST に掲載される論文の著作権は出版委託先との契約に基づき、著者または原著作権者に帰属する。
2. 本会刊行物に掲載された個々の論文等の著作物の内容については、原著者が責任を負うものとし、当該著作物について他の著作物に対する著作権侵害その他の紛争を生じた場合、原著者は本会に対してなんらの迷惑をも及ぼさず、万一紛争によって本会に損害が生じたときは、その損害を補償するものとする。
3. 原著者自身が、本会刊行物の内容を利用（複製・翻訳・翻案・転載その他）することは妨げない。ただし、掲載された論文等をそのまま他の著作物に転載することは、出版権に関わるので、JMST 以外については本会の、JMST については出版委託先の許諾を求めなければならない。
4. 第三者が原著論文を執筆する場合、参考として本会刊行物の文章・図表・データ等を引用する際には、その引用が公正な慣行に合致した正当な範囲内である限りは、本会または出版委託先の許諾を求める必要はないが、原著者の著作者人格権に留意し、出典を明記する必要がある。
5. 第三者が、本会刊行物の内容を、他の著作物又は展望解説記事や便覧等の 2 次的著作物へ引用しようとするとき、又は、転載・複製・翻訳・翻案・上映・放送・口述・展示あるいは頒布などに利用しようとするときは、JMST 以外については本会の、JMST については出版委託先の許諾を求める必要があり、文書によって許諾申請を行うものとする。ただし、日本船舶海洋工学会論文集に掲載される論文については、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス(CC BY-NC-ND 4.0)を適用する。すなわち著作権者の表示を要求し、非営利目的での利用に限定し、いかなる改変も禁止する条件の下でのオープンアクセスとする。また、JMST に掲載される OA 論文については、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス(CC BY ; 著作権者の表示を要求)を適用する。
6. 本会に前条の許諾申請のあったときは、非商業利用か商業利用の区別を見極め、非商業利用のときは、事務的に許可する。商業利用の場合は、原著者と相談のうえ許諾の可否を決定して、理事会に報告するものとする。ただし、事務局が必要と認めた場合は、理事会の審議事項とする。
7. 本内規は理事会で決定された日から実施するが、すでに公表された本会刊行物に掲載された論文等についても、特段の取り決めが無い場合これを適用するものとする。

附 則

- (1) この内規は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。
- (2) この内規の変更は、令和 5 年 1 月 27 日から施行する。